

平成 2 7 年 流 山 市 議 会 第 4 回 定 例 会 議 案

1 1 月 2 6 日 招 集
流 山 市

目 次

- 7 5 平成 2 7 年度流山市一般会計補正予算（第 3 号）
- 7 6 流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 7 流山市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 8 平成 2 7 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 7 9 流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 8 0 流山市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について
- 8 1 流山市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 8 2 指定管理者の指定について（流山市流山福祉会館）
- 8 3 指定管理者の指定について（流山市西深井福祉会館）
- 8 4 指定管理者の指定について（流山市東深井福祉会館）
- 8 5 指定管理者の指定について（流山市南福祉会館）
- 8 6 指定管理者の指定について（流山市名都借福祉会館）
- 8 7 指定管理者の指定について（流山市平和台福祉会館）
- 8 8 指定管理者の指定について（流山市下花輪福祉会館）
- 8 9 指定管理者の指定について（流山市地域福祉センター）
- 9 0 指定管理者の指定について（流山市心身障害者福祉作業所さつ
き園）
- 9 1 指定管理者の指定について（ひまわり第 2 学童クラブ）
- 9 2 指定管理者の指定について（流山市生涯学習センター）
- 9 3 指定管理者の指定について（流山市体育施設）
- 9 4 指定管理者の指定について（一茶双樹記念館及び杜のアトリエ
黎明）
- 9 5 平成 2 7 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 6 流山市災害救助基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 7 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 8 指定管理者の指定について（流山市コミュニティプラザ）
- 9 9 平成 2 7 年度流山市水道事業会計補正予算（第 1 号）

1 0 0 平成 2 7 年度流山市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

1 0 1 指定管理者の指定について（流山市自転車駐車場）

1 0 2 市道路線の認定について

1 0 3 市道路線の廃止について

2 0 専決処分の報告について

議案第 76 号

流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
流山市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 交流人口のさらなる増加及び交流人口と市内の産業との連携を
図るための施策の展開を行う組織とするため、産業振興部を
経済振興部に改め、その分掌事務を整備するとともに、都市計
画部の分掌事務について整備するためである。

流山市部設置条例の一部を改正する条例

流山市部設置条例（昭和43年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第7号中「産業振興部」を「経済振興部」に改める。

第2条第7号中「産業振興部」を「経済振興部」に、「観光」を「観光・ツーリズム」に改め、同条第9号ウ中「建築確認及び開発行為」を「建築及び住宅」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（流山市議会委員会条例の一部改正）

2 流山市議会委員会条例（昭和42年流山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「産業振興部」を「経済振興部」に改める。

議案第 77 号

流山市税条例の一部を改正する条例の制定について
流山市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正により条例で定めることとされた市税の徴収猶予及び換価の猶予制度における納付の方法、手続に必要な書類等に関し、必要な事項を定めるためである。

流山市税条例の一部を改正する条例

流山市税条例（昭和26年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条から第15条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第6条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）

第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第3項に規定する徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第5項に規定する徴収の猶予期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る金額をその期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

- 2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた

者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第7条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、当該保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる

事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第8条 法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予又は同条第2項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長に係る金額をその期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第6条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長に係る金額をその期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第6条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第7条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第7条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第7条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第7条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第10条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第11条から第15条まで 削除

第16条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」とい

う。) 」を「法」に改める。

第22条第2項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。） 」を「令」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の流山市税条例（以下「新条例」という。）第6条、第7条及び第10条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「平成28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「平成28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第8条及び第10条（平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 4 新条例第9条及び第10条（平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する市の徴収金について適用する。

議案第 79 号

流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 時限立法の方法により導入した流山市保育士修学資金の貸付制度における貸付対象期間を平成32年3月31日まで延長するためである。

流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例（平成26年流山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（貸付けの対象者）

第3条 修学資金の貸付けの対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）市内の私立保育所において保育士として従事することを希望する者
- （2）平成29年から平成32年までの各年3月に保育士養成施設を卒業する見込みであって、第5条の貸付けの申込みの日から卒業する見込みの日まで2年以内である者
- （3）指定施設以外の保育士養成施設に在学する者にあつては、原則として、本市の住民基本台帳に記録されている者

第8条第1号中「第3条各号に定める日までの間にそれぞれ同条各号」を「保育士養成施設を卒業する見込みの日までの間に第3条」に、「登録され」を「記録され」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- （3）第5条の規定による申込みのときの卒業する見込みの年月に卒業できないとき。

附則第3項中「平成28年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例の規定は、平成28年4月1日以後の修学資金の貸付決定に係る修学資金の貸付けについて適用し、同日前の修学資金の貸付決定に係る修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第 80 号

流山市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）による職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の一部改正により同法に条項移動があったことに伴い、同法を引用する条文の整備を行うためである。

流山市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号イ中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 81 号

流山市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について
流山市就学指導委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 障害のある児童生徒等に対する一貫した支援のため、委員会の
の担当事務を拡大するとともに、委員会の名称及び条例の題名
を改めるためである。

流山市就学指導委員会条例の一部を改正する条例

流山市就学指導委員会条例（平成13年流山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

流山市教育支援委員会条例

第1条中「教育上特別な取扱いを要する児童及び生徒（以下「児童等」という。）」を「障害のある児童生徒等（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第4条に規定する児童生徒等をいう。以下同じ。）」に、「適切な就学指導」を「適切な就学の支援を行うとともに、就学後における継続的な教育的支援」に、「流山市就学指導委員会」を「流山市教育支援委員会」に改める。

第2条中「児童等の」を「障害のある児童生徒等に対する」に、「就学指導及びこれに係わる」を「就学の支援及び就学後における継続的な教育的支援に関する」に改める。

第6条第4項中「児童等」を「障害のある児童生徒等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の流山市就学指導委員会条例（以下「旧条例」という。）第1条に規定する流山市就学指導委員会（以下「就学指導委員会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際、当該諮問に対する答申がされていないものは、この条例による改正後の流山市教育支援委員会条例（以下「新条例」という。）第1条に規定する流山市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について就学指導委員会がした調査及び審議の手続は、教育支援委員会がした調査及び審議の手続とみなす。

3 この条例の施行の際、現に旧条例第3条第2項の規定により委嘱された就学指導委員会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に新条例第3条第2項の規定により教育支援委員会の委員（以下「新委員」という。）に委嘱されたものとみなす。この場合において、新委員の任期は、新条

例第4条第1項の規定にかかわらず、同日から旧委員としての委嘱期間の末日までとする。

- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第5条第1項の規定により互選された就学指導委員会の会長又は副会長である者は、それぞれ施行日に、新条例第5条第1項の規定により教育支援委員会の会長又は副会長として互選されたものとみなす。

（流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 5 流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年流山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び別表第2中「就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改める。

議案第 82 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市流山福社会館

2 指定管理者となる団体

流山市平和台2丁目1番地の2

社会福祉法人流山市社会福祉協議会

会長 鈴木 孝夫

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 83 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市西深井福社会館
- 2 指定管理者となる団体
流山市東初石3丁目103番地の18
公益社団法人流山市シルバー人材センター
会長 前田 良助
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 84 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市東深井福祉会館
- 2 指定管理者となる団体
流山市東初石2丁目189番地の1 東ビル1-D
特定非営利活動法人自立サポートネット流山
理事長 勝本 正實
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 85 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市南福社会館
- 2 指定管理者となる団体
流山市東初石3丁目103番地の18
公益社団法人流山市シルバー人材センター
会長 前田 良助
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 86 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市名都借福社会館
- 2 指定管理者となる団体
流山市東初石3丁目103番地の18
公益社団法人流山市シルバー人材センター
会長 前田 良助
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 87 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市平和台福祉会館
- 2 指定管理者となる団体
流山市東初石3丁目103番地の18
公益社団法人流山市シルバー人材センター
会長 前田 良助
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 88 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市下花輪福祉会館
- 2 指定管理者となる団体
流山市東初石3丁目103番地の18
公益社団法人流山市シルバー人材センター
会長 前田 良助
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 89 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市地域福祉センター

2 指定管理者となる団体

流山市平和台2丁目1番地の2

社会福祉法人流山市社会福祉協議会

会長 鈴木 孝夫

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 90 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市心身障害者福祉作業所さつき園
- 2 指定管理者となる団体
流山市野々下1丁目319番地
社会福祉法人まほろばの里
理事長 平井 賢俊
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 91 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
ひまわり第2学童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
流山市平和台2丁目1番地の2
社会福祉法人流山市社会福祉協議会
会長 鈴木 孝夫
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第 92 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市生涯学習センター
- 2 指定管理者となる団体
東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階
アクティオ株式会社
代表取締役 鈴木 悟
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 93 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 流山市総合運動公園野球場
- (2) 流山市総合運動公園庭球場
- (3) 江戸川河川敷緑地
- (4) 流山市民プール
- (5) 北部市民プール
- (6) 東部市民プール
- (7) 流山市北部柔道場
- (8) 流山市南部柔道場

2 指定管理者となる団体

東京ドームグループ

(代表団体)

東京都文京区後楽一丁目3番61号

株式会社東京ドーム

代表取締役 久代 信次

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 94 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 一茶双樹記念館
- (2) 杜のアトリエ黎明

2 指定管理者となる団体

流山市加一丁目13番地の1
株式会社グリーンダイナミクス
代表取締役 賀来 宏和

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 96 号

流山市災害救助基金条例の一部を改正する条例の制定について
流山市災害救助基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 基金として積み立てる額について整備するほか、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）による災害救助法（昭和22年法律第118号）の一部改正に伴い、引用条文の整備を図るためである。

流山市災害救助基金条例の一部を改正する条例

流山市災害救助基金条例（昭和54年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、次に定める額とする。

- （1） 毎会計年度において一般会計歳入歳出の決算上剰余金が生じた場合、当該剰余金のうち市長が必要と認める額
- （2） 一般会計歳入歳出予算に計上した積立金額
- （3） 基金への積立てが指定された寄附金額
- （4） 基金の運用から生ずる収益

第5条中「第23条」を「第4条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 97 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 国民健康保険事業の安定した運営を図るため、保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の所得割及び被保険者均等割並びに介護納付金賦課額の所得割を引き上げるためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条の5第1号中「100分の1.8」を「100分の2.2」に改め、同条第2号中「4,200円」を「5,500円」に改める。

第16条の13第1号中「100分の1.4」を「100分の1.6」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 98 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市コミュニティプラザ
- 2 指定管理者となる団体
東京都練馬区豊玉北四丁目26番6号
帝国ビル管理協同組合
代表理事 大屋 久男
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 101 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市自転車駐車場
- 2 指定管理者となる団体
流山市東初石3丁目103番地の18
公益社団法人流山市シルバー人材センター
会長 前田 良助
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第 102 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

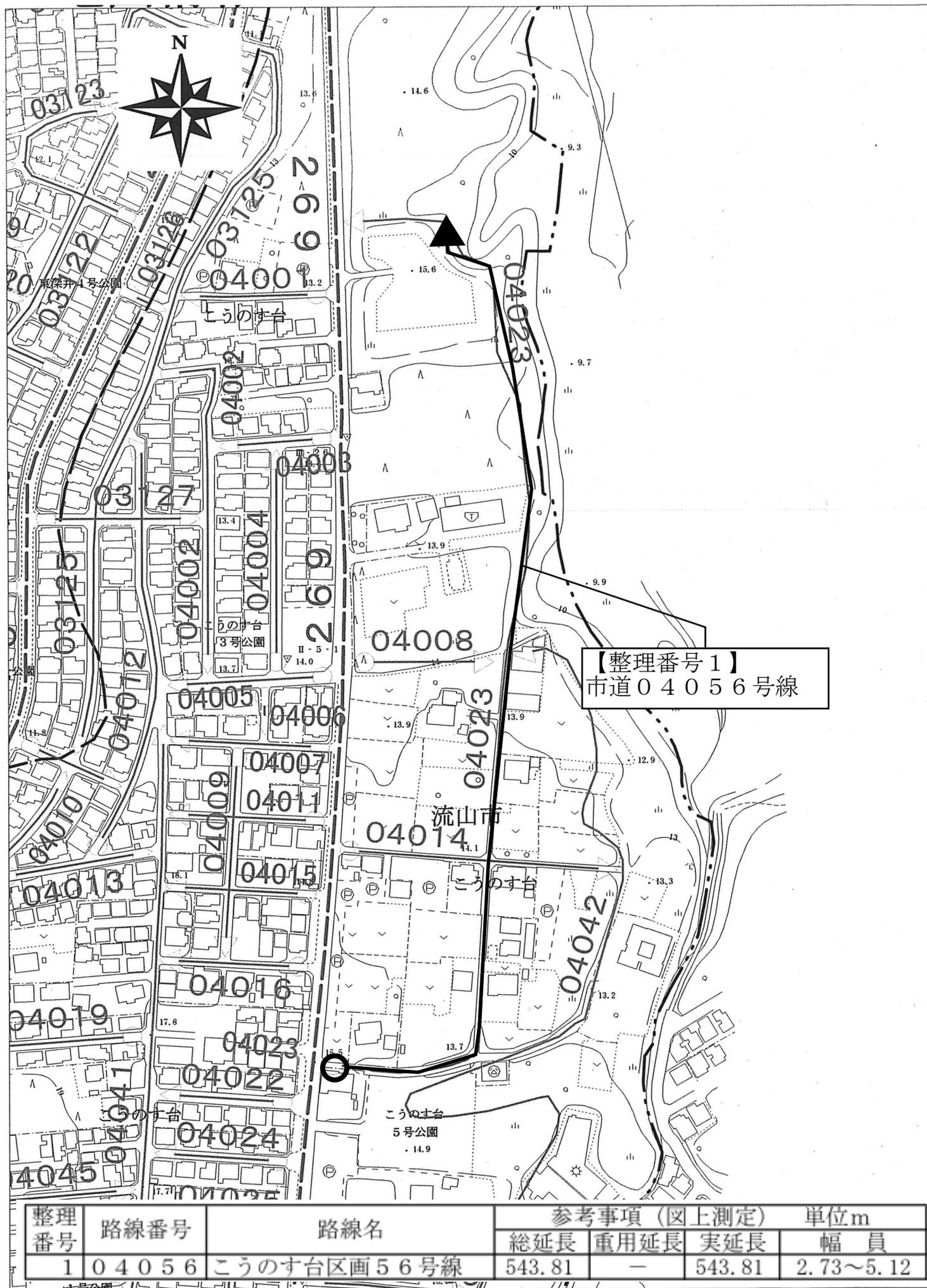
平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路線名	起 終 点 点	重要な 経過地
1	04056	このす台区画56号線	このす台1593番142	
			同 所634番1	
2	21043	三郷区画43号線	桐ヶ谷字子ノ神103番2	
			南 字下耕地553番2	
3	21044	三郷区画44号線	桐ヶ谷字子ノ神103番6	
			南 字下耕地523番1	
4	28039	西初石5丁目区画39号線	西初石5丁目59番1	
			同 所90番15	
5	29023	西初石6丁目区画23号線	西初石6丁目814番19	
			同 所818番12	
6	29503	西初石6丁目3号自転車歩行者専用道路	西初石6丁目817番	
			同 所816番1	
7	37055	十太夫区画55号線	十太夫92番88	
			同 所107番20	
8	37056	十太夫区画56号線	十太夫92番11	
			同 所同 番29	
9	37057	十太夫区画57号線	十太夫107番17	
			同 所同 番13	
10	37058	十太夫区画58号線	十太夫107番7	
			同 所109番1	
11	37059	十太夫区画59号線	十太夫107番7	
			同 所同 番19	
12	37060	十太夫区画60号線	十太夫107番2	
			同 所同 番13	
13	37061	十太夫区画61号線	十太夫109番9	
			同 所107番19	
14	37503	十太夫3号自転車歩行者専用道路	十太夫92番90	
			同 所109番4	
15	37504	十太夫4号自転車歩行者専用道路	十太夫106番10	
			同 所同 番10	
16	38089	駒木区画89号線	駒木字壺番割505番20	
			同 所同 番30	
17	38090	駒木区画90号線	駒木字中橋上107番11	
			同 所111番1	
18	40069	市野谷区画69号線	市野谷字宮尻649番2	
			市野谷字後山627番1	

整理番号	路線番号	路線名	起 終 点 点	重要な 経過地
19	40070	市野谷区画70号線	市野谷字立野773番1	
			同 所812番3	
20	40071	市野谷区画71号線	市野谷字立野772番2	
			同 所787番47	
21	40072	市野谷区画72号線	市野谷字向山464番3	
			同 所501番2	
22	40073	市野谷区画73号線	市野谷字向山498番2	
			同 所500番5	
23	40074	市野谷区画74号線	市野谷字向山478番	
			同 所489番2	
24	40505	市野谷5号自転車歩行者専用道路	市野谷字後山623番28	
			同 所626番1	
25	40506	市野谷6号自転車歩行者専用道路	市野谷字牛飼736番	
			同 所739番	
26	55032	平和台5丁目区画32号線	平和台5丁目382番15	
			同 所381番8	
27	55033	平和台5丁目区画33号線	平和台5丁目382番10	
			同 所387番	
28	66075	西平井区画75号線	西平井字辻前851番9	
			同 所852番17	

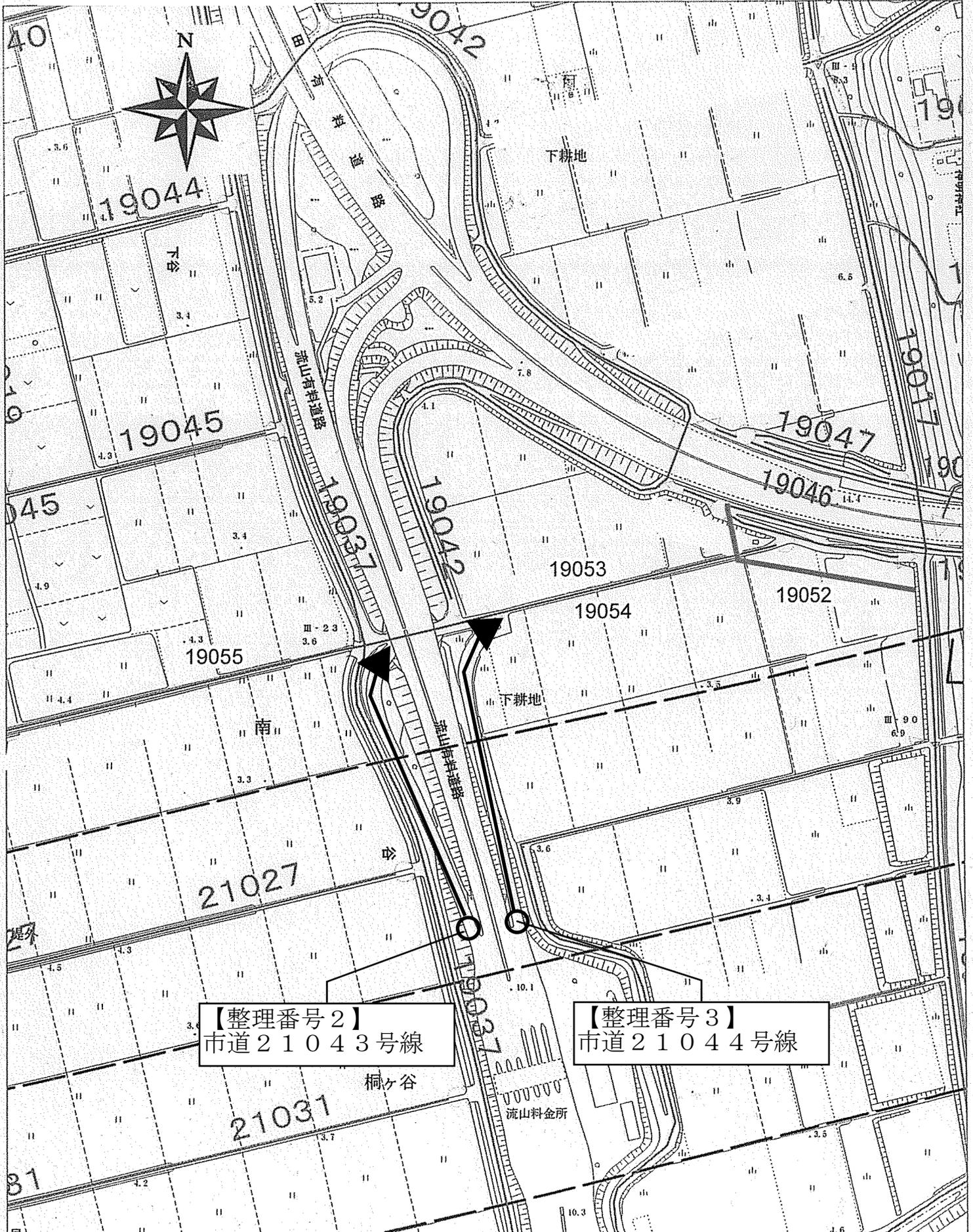
市道路線認定図



【整理番号1】
市道04056号線

整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
1	04056	こうのす台区画56号線	543.81	—	543.81	2.73~5.12

市道路線認定図

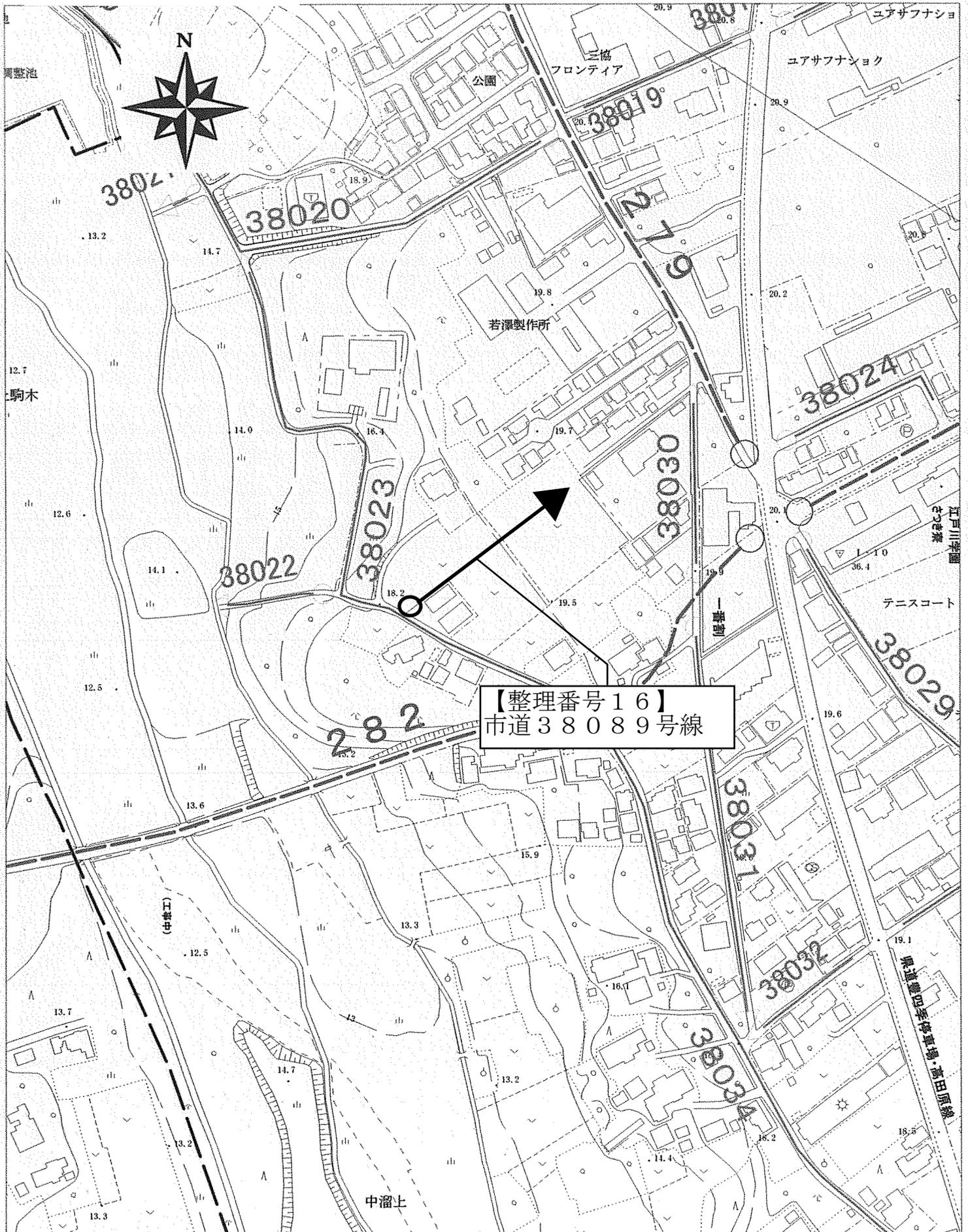


【整理番号2】
市道21043号線

【整理番号3】
市道21044号線

整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
2	21043	三郷区画43号線	158.05	—	158.05	7.85~14.78
3	21044	三郷区画44号線	171.00		171.00	8.46~13.31

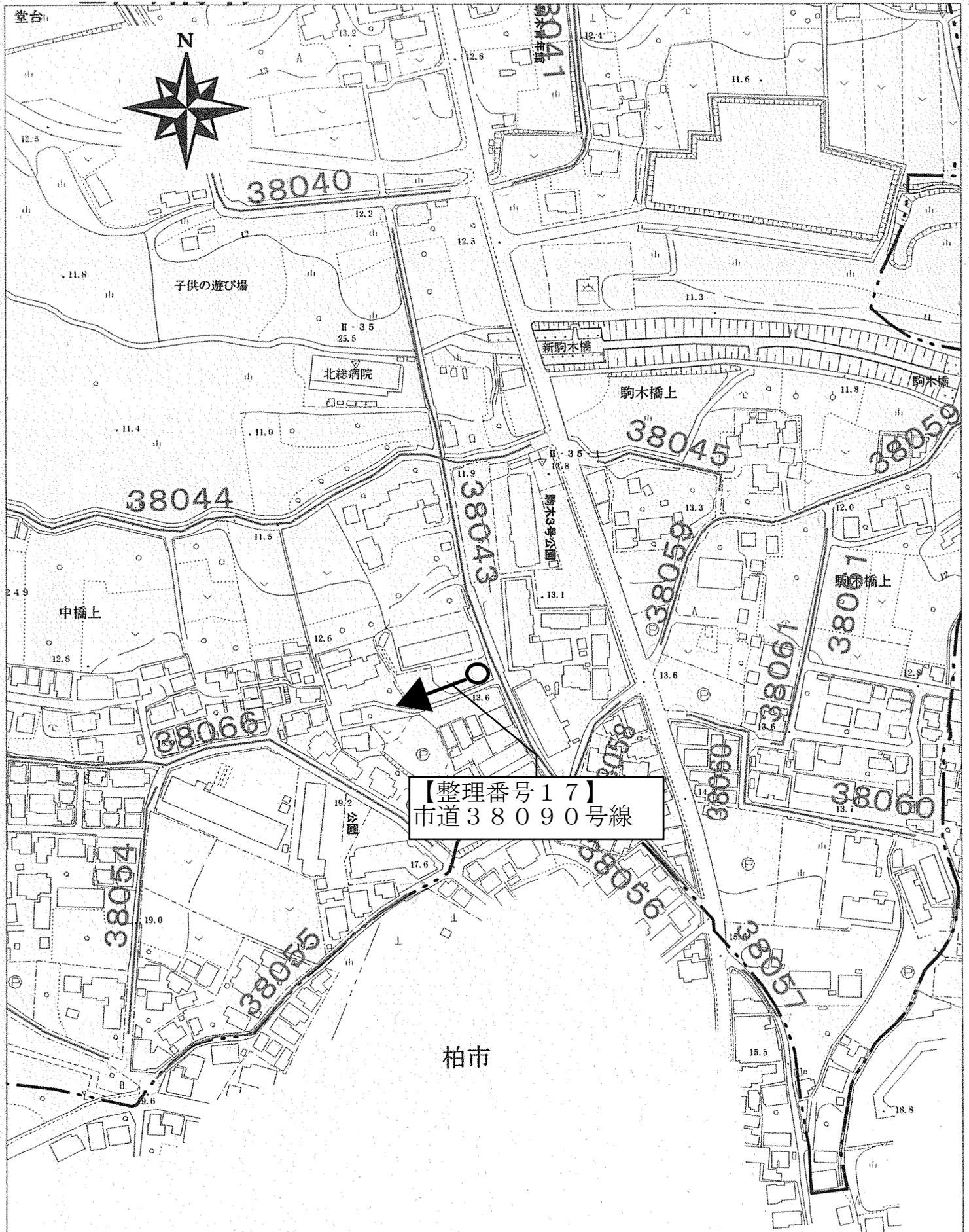
市道路線認定図



【整理番号16】
市道38089号線

整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
16	38089	駒木区画89号線	104.13	—	104.13	5.01~9.01

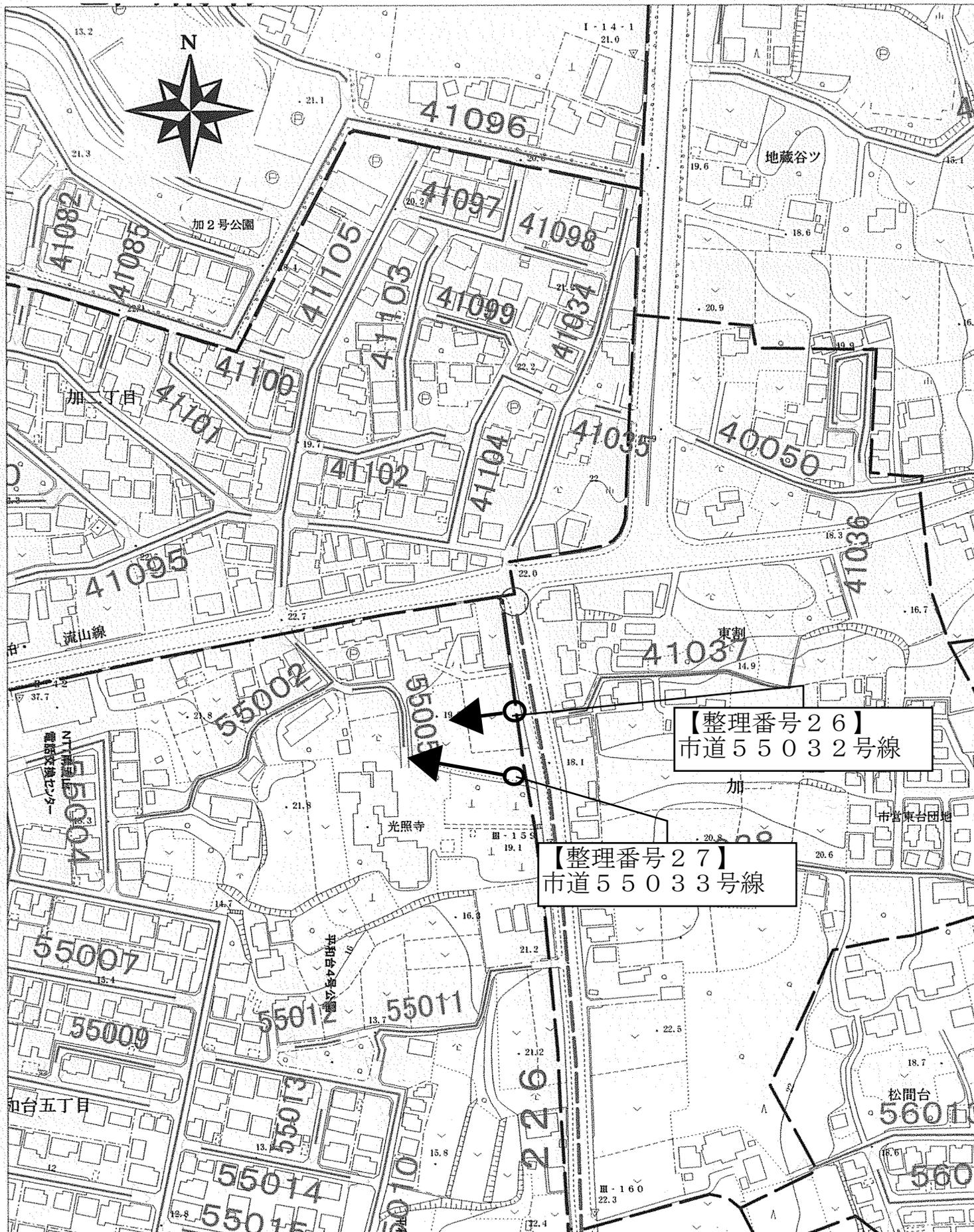
市道路線認定図



【整理番号17】
市道38090号線

整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
17	38090	駒木区画90号線	29.15	—	29.15	5.21~9.21

市道路線認定図



【整理番号26】
市道55032号線

【整理番号27】
市道55033号線

整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
26	55032	平和台5丁目区画32号線	26.50	—	26.50	5.01~9.01
27	55033	平和台5丁目区画33号線	63.69	—	63.69	5.01~7.08

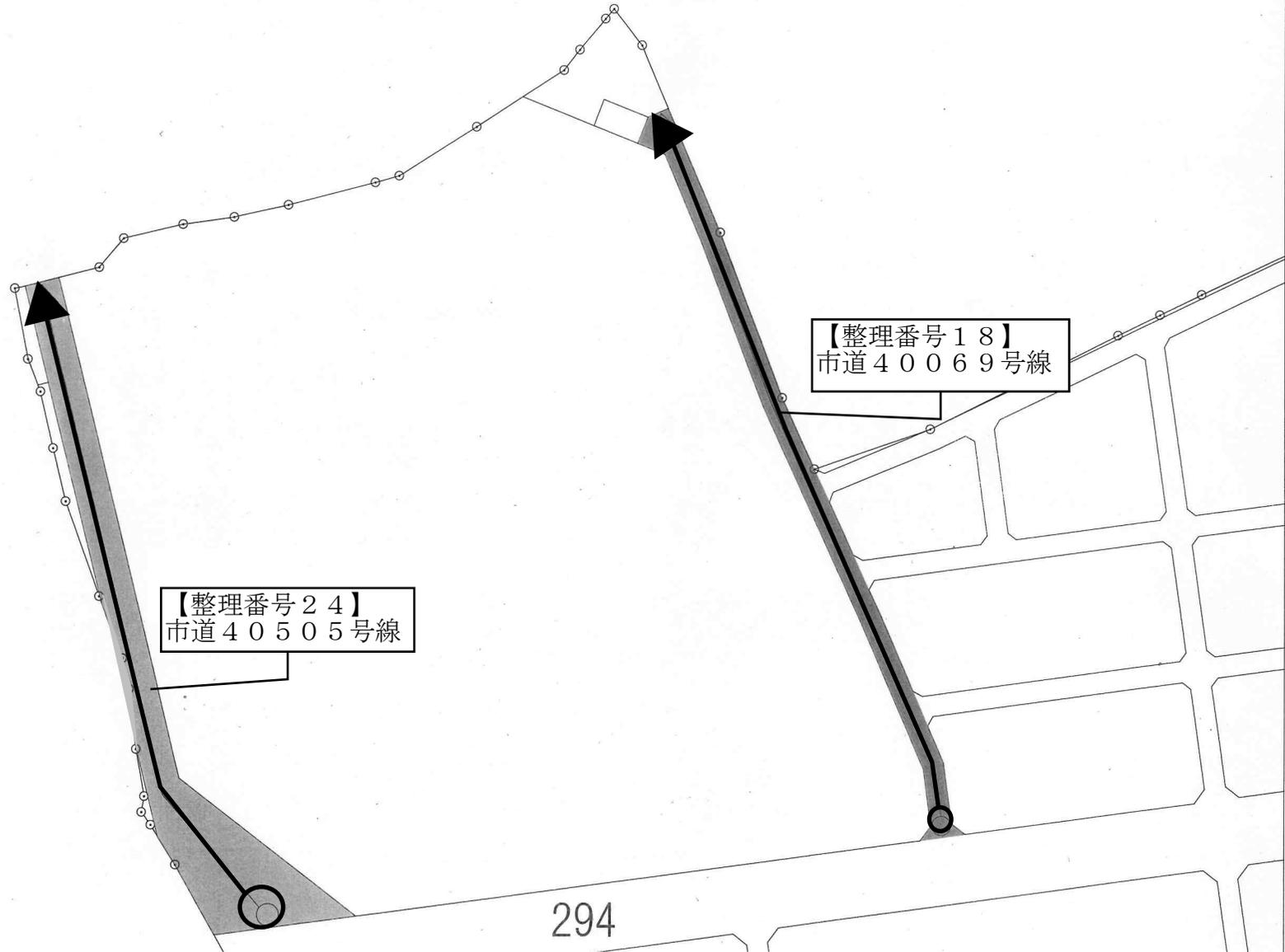
市道路線認定図



整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
28	66075	西平井区画75号線	38.51	-	38.51	5.01~9.21



市道路線認定図 新市A



整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
18	40069	市野谷区画69号線	219.85	—	219.85	6.00
24	40505	市野谷5号自転車歩行者専用道路	195.95	—	195.95	10.00~14.07

市道路線認定図 新市B



114

【整理番号6】
市道29503号線

【整理番号19】
市道40070号線

112

【整理番号5】
市道29023号線

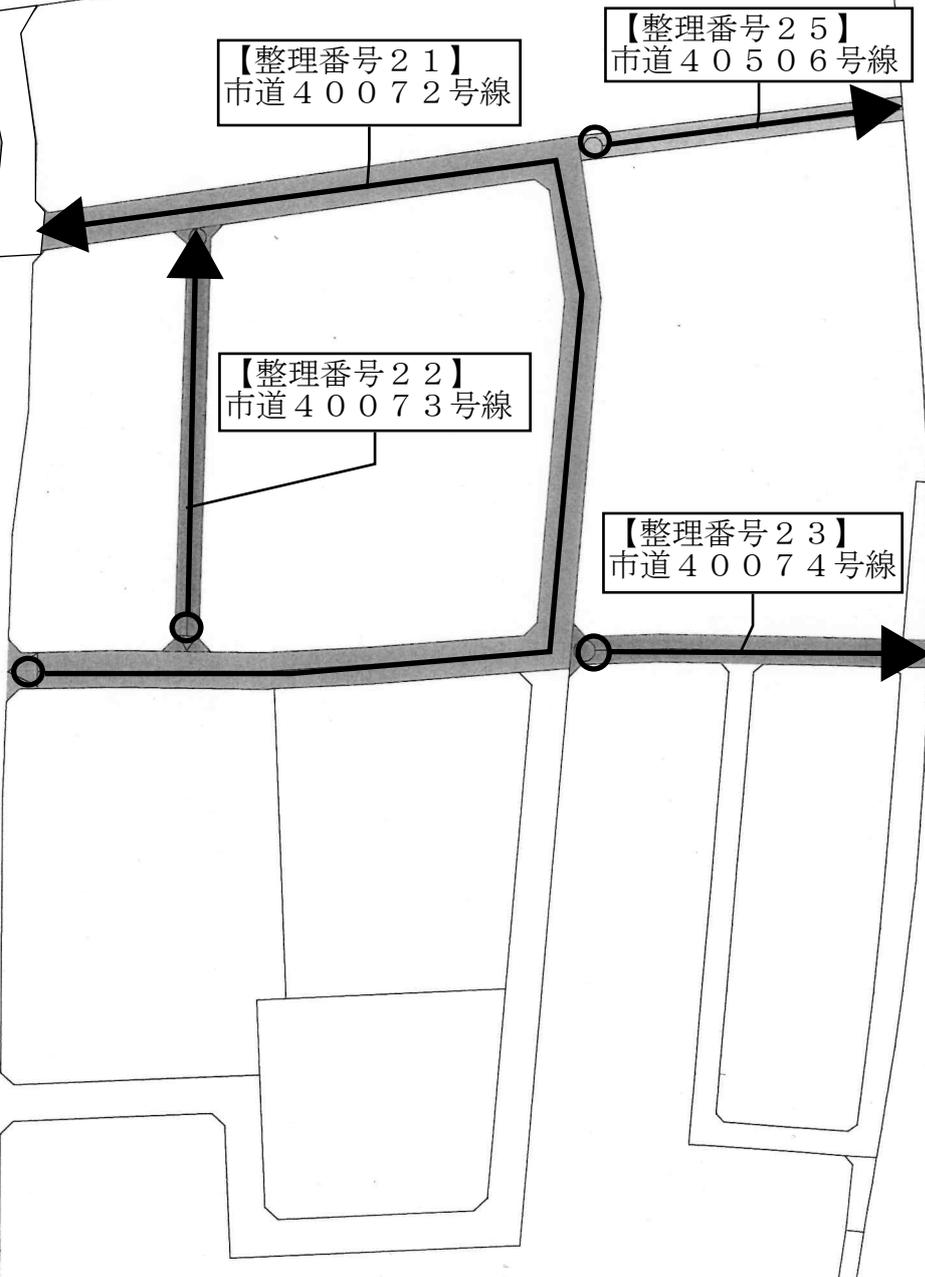
【整理番号20】
市道40071号線

整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
5	29023	西初石6丁目区画23号線	111.18	—	111.18	6.00
6	29503	西初石6丁目3号自転車歩行者専用道路	34.00	—	34.00	4.00
19	40070	市野谷区画70号線	303.32	—	303.32	6.00
20	40071	市野谷区画71号線	173.06	—	173.06	6.00

市道路線認定図 新市C



114



整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
21	40072	市野谷区画72号線	261.05	—	261.05	6.00
22	40073	市野谷区画73号線	70.06	—	70.06	4.00
23	40074	市野谷区画74号線	58.91	—	58.91	4.45~4.57
25	40506	市野谷6号自転車歩行者専用道路	53.52	—	53.52	4.00

市道路線認定図 新市D



【整理番号4】
市道28039号線

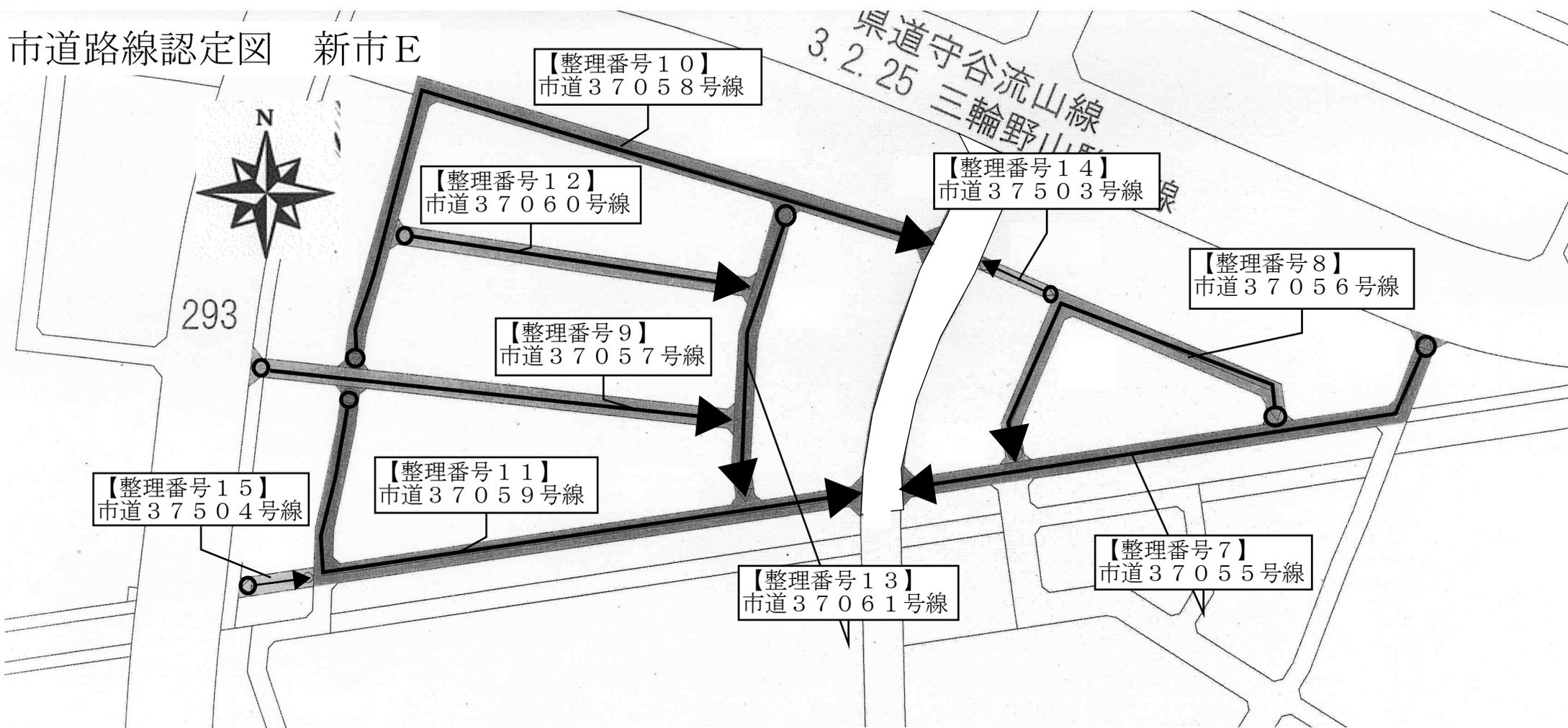
112

県道守谷流山線
3.2.25

三輪野山駒木線

整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
4	28039	西初石5丁目区画39号線	169.15	—	169.15	13.00~16.00

市道路線認定図 新市E



整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
7	37055	十太夫区画55号線	190.13	—	190.13	6.00
8	37056	十太夫区画56号線	140.04	—	140.04	6.00
9	37057	十太夫区画57号線	158.43	—	158.43	6.00
10	37058	十太夫区画58号線	265.96	—	265.96	6.00
11	37059	十太夫区画59号線	238.55	—	238.55	6.00
12	37060	十太夫区画60号線	118.27	—	118.27	6.00
13	37061	十太夫区画61号線	96.64	—	96.64	6.00
14	37503	十太夫3号自転車歩行者専用道路	27.19	—	27.19	4.00
15	37504	十太夫4号自転車歩行者専用道路	24.21	—	24.21	6.00

議案第 103 号

市道路線の廃止について

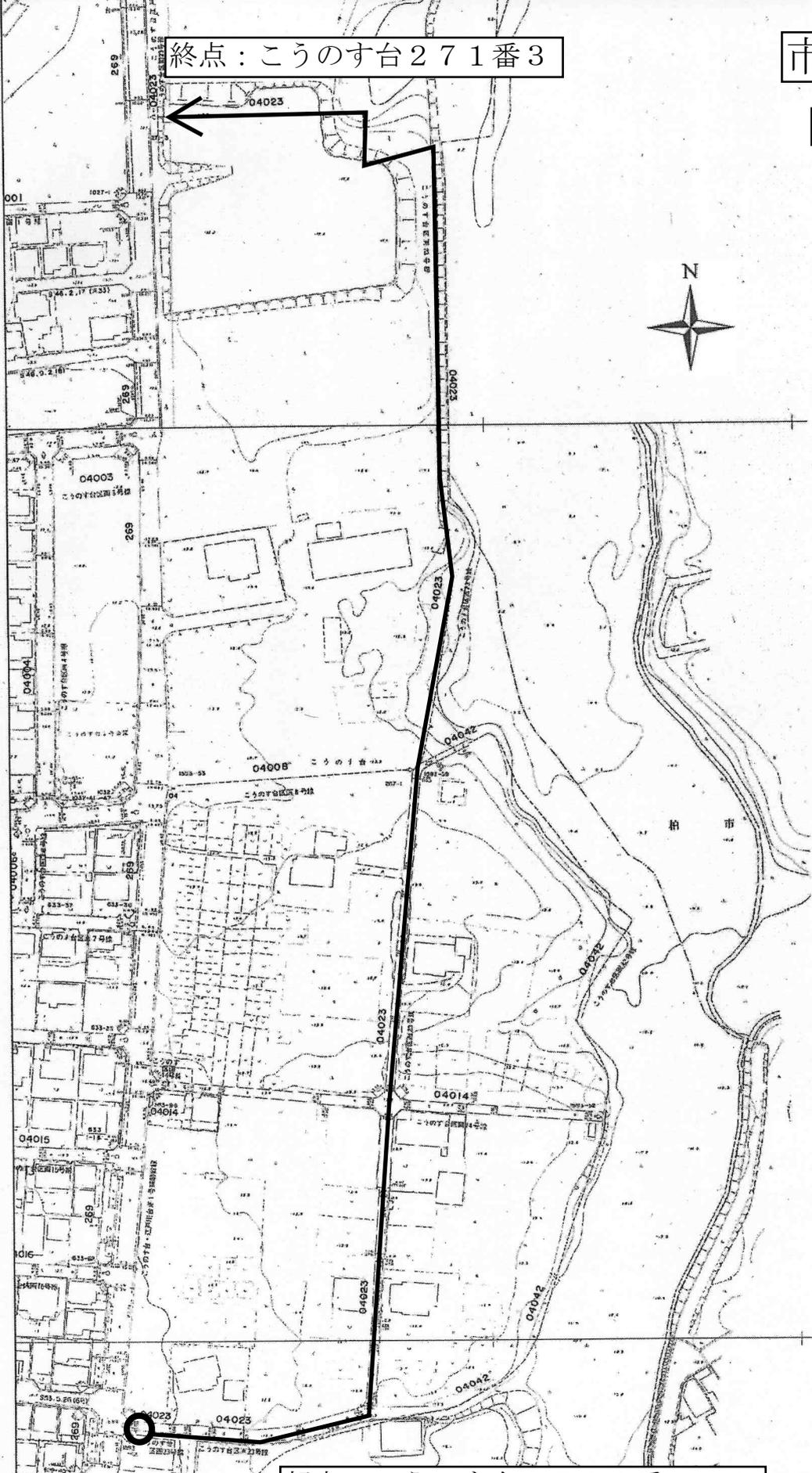
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙路線を廃止するものとする。

平成27年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

市道路線廃止図

【整理番号1】



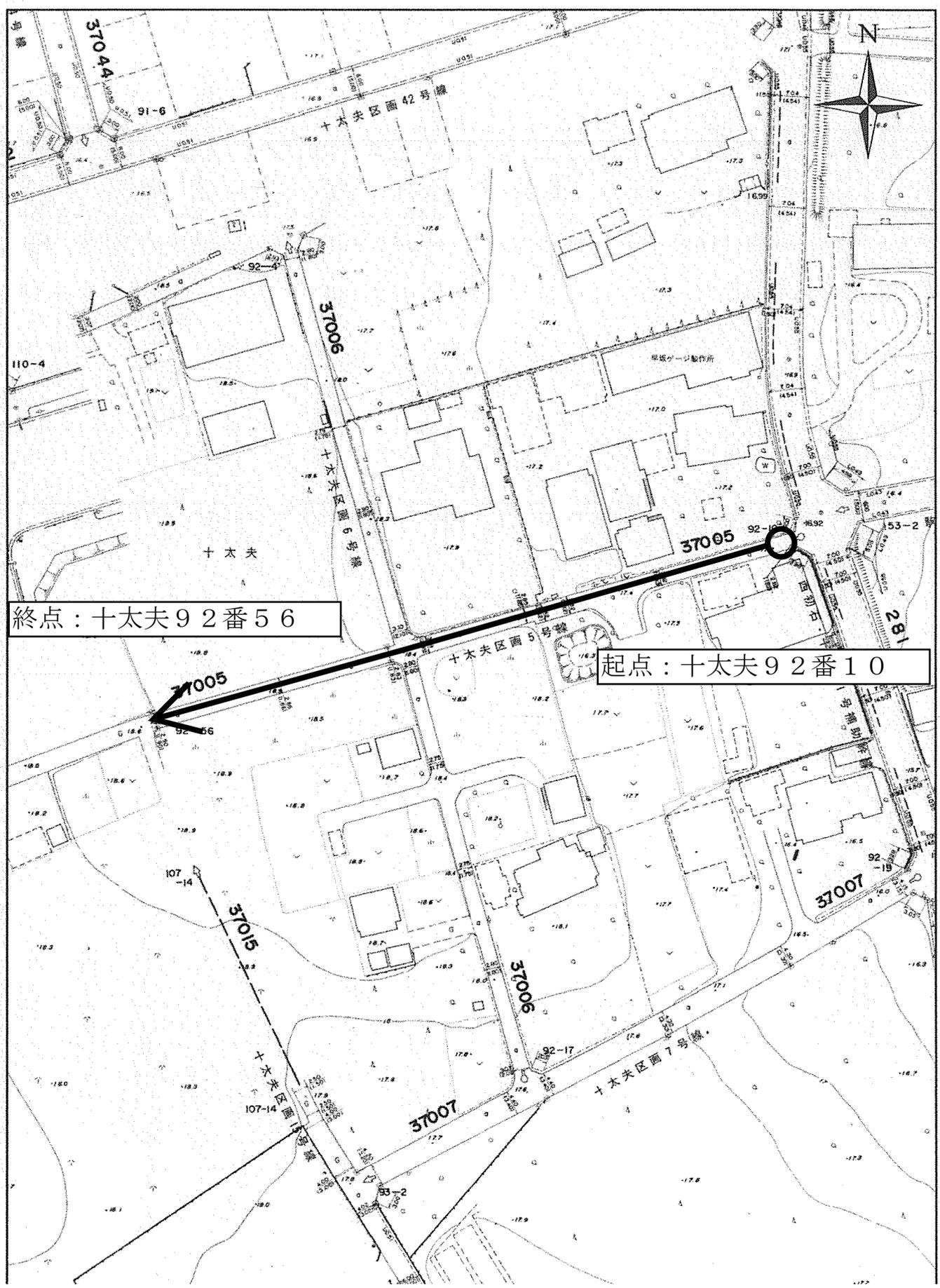
終点：こうのす台271番3

起点：こうのす台1593番142

整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定) 単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
1	04023	こうのす台区画23号線	605.64	3.40	291.55	310.69	2.73~5.12

市道路線廃止図

【整理番号2】



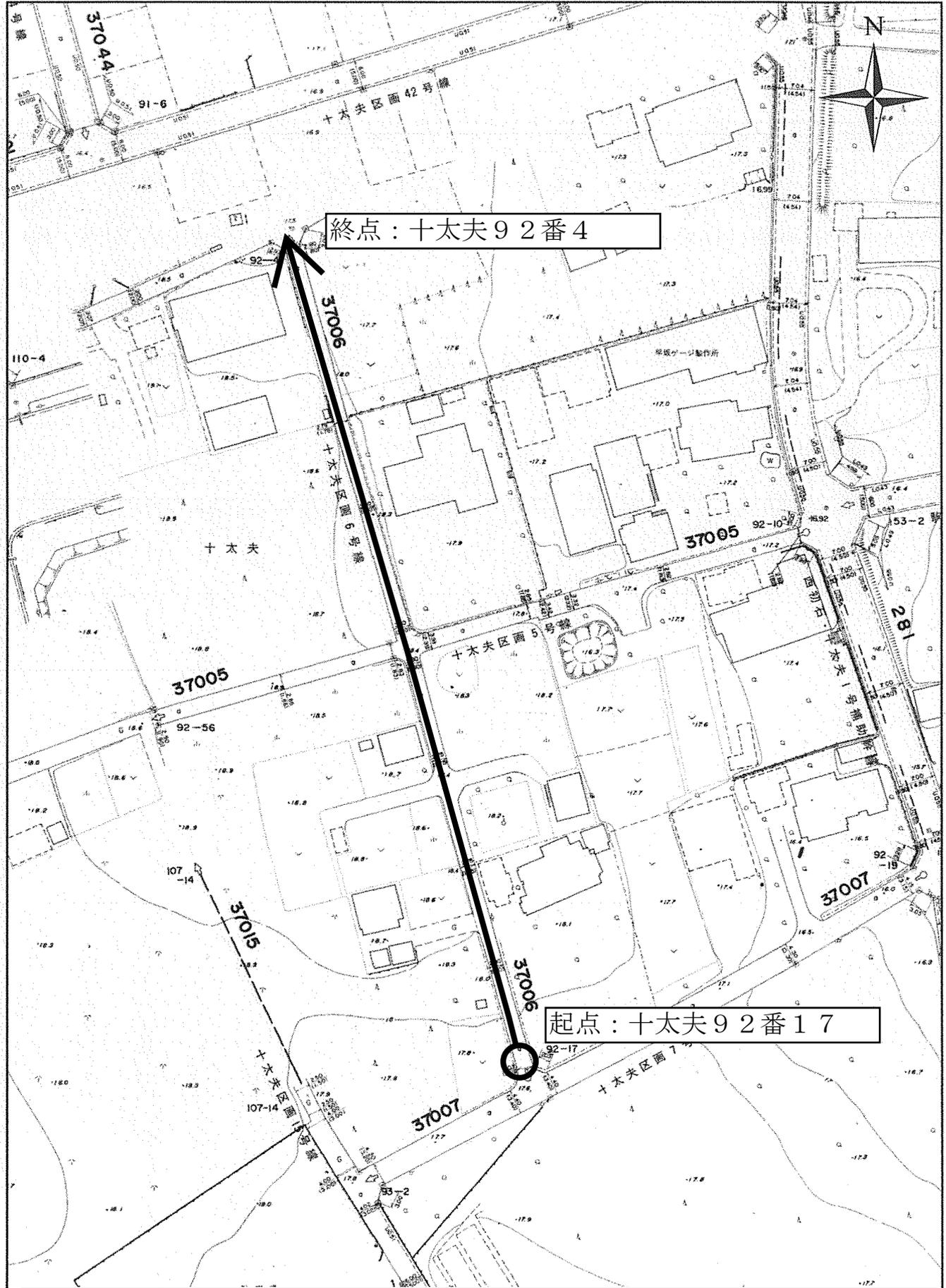
終点：十太夫92番56

起点：十太夫92番10

整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定) 単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
2	37005	十太夫区画5号線	127.38	—	127.38	—	2.82~3.42

市道路線廃止図

【整理番号3】



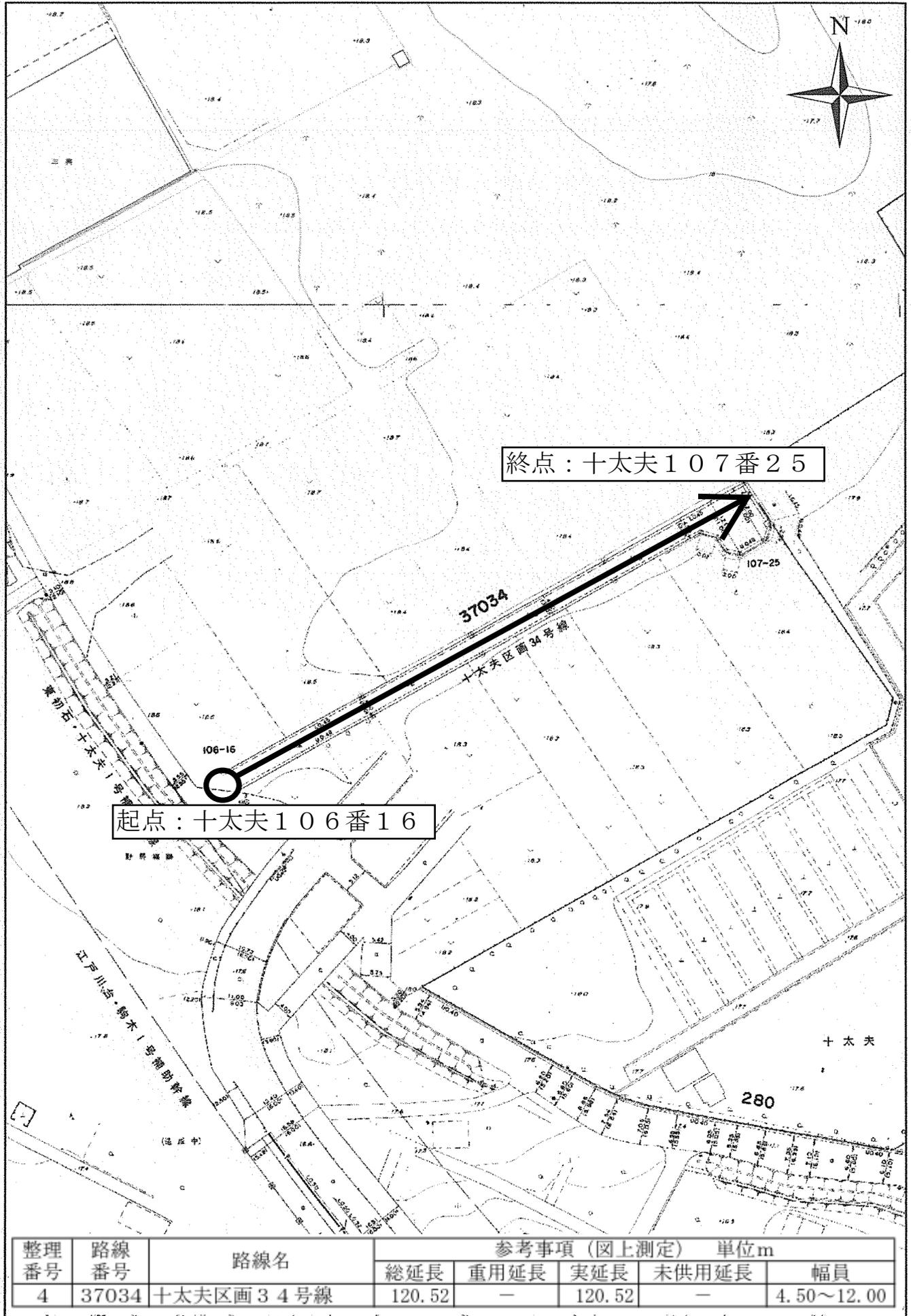
終点：十太夫92番4

起点：十太夫92番17

整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定) 単位:m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
3	37006	十太夫区画6号線	164.37	3.34	161.03	—	2.75~3.10

市道路線廃止図

【整理番号 4】



市道路線廃止図

【整理番号5】

起点：後平井字水深240番2



終点：後平井字水深229番

整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定) 単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
5	56005	後平井区画5号線	282.64	—	282.64	—	4.90~5.00

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	04023	このす台区画23号線	このす台1593番142	
			同 所271番3	
2	37005	十太夫区画5号線	十太夫92番10	
			同 所同 番56	
3	37006	十太夫区画6号線	十太夫92番17	
			同 所同 番4	
4	37034	十太夫区画34号線	十太夫106番16	
			同 所107番25	
5	56005	後平井区画5号線	後平井字水深240番2	
			同 所229番	

報告第 20 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年11月26日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年8月24日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部社会福祉課の職員が訪問業務のため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、訪問先の駐車場から道路に出ようとしたところ、当該道路に停車していた自動車に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成27年3月30日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市東初石1丁目183番10地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉県美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成27年8月24日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 117,350円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年8月24日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 学校教育部教育総務課の職員が現場調査のため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、流山小学校の敷地に進入しようとしたところ、同校給食運搬車用入口のネットフェンスに接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成27年3月25日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市流山4丁目359番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市稲毛区長沼原町731番17号
大和リース株式会社 千葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成27年8月24日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 55,912円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年8月26日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 中央消防署の職員が流山市役所において業務を終了し、同署に帰庁するため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、駐車場から出庫しようとしたところ、会計課窓下に設置してあったプリンターに接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成27年6月23日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台1丁目1番1地先 流山市役所第1庁舎南側駐車場 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉県稲毛区長沼原町731番17号
大和リース株式会社 千葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成27年8月26日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 29,808円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年9月8日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部社会福祉課の職員が現地視察の用務を終え、出庫のため社会福祉法人まほろばの里駐車場内において公用車（市が賃借している自動車）を後進させたところ、同駐車場内に設置されている照明灯に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成27年7月28日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市野々下1丁目319番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成27年9月8日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 17,280円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年9月30日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 財政部資産税課の職員が土地の分合筆に関する事務に係る現地調査のため、初石21号公園脇に公用車（市が賃借している自動車）を一時停車させようとしたところ、当該公園の石柱に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成27年8月21日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西初石4丁目378番3地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市稲毛区長沼原町731番17号
大和リース株式会社 千葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成27年9月30日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 48,200円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年10月15日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 環境部環境政策・放射能対策課の職員が公用車（市が賃借している自動車）を運転し、流山市役所駐車場から公用車専用駐車場へ移動する際、公道上の側溝に脱輪し、塀に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成27年7月9日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台1丁目9番地1地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市稲毛区長沼原町731番17号
大和リース株式会社 千葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成27年10月15日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 289,837円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年10月19日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 学校教育部教育総務課南流山小学校の用務員（臨時職員）が銀行へ向かうため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、道路の左側に寄せようとしたところ、道路脇に設置されている街灯に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成27年7月9日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市南流山1丁目7番1地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成27年10月19日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 58,452円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年11月2日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 学校教育部教育総務課新川小学校の用務員（臨時職員）が公用車（市が賃借している自動車）を運転し、同校の裏門から敷地内に入るために右折したところ、裏門の塀に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成27年6月24日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字中野久木339番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 東京都港区西新橋1丁目3番1号
日立キャピタルオートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成27年11月2日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 68,040円 |